

介護職員等特定処遇改善加算（特定加算）について

令和元（2019）年10月より、現行の介護職員処遇改善加算に加え、介護職員の確保・定着を目的として、経験・技能のある介護職員に重点的に加算を行い、介護職員等の更なる処遇改善を進める「介護職員等特定処遇改善加算」が新設されました。

詳細については、『介護保険最新情報 Vol. 758（令和2年2月3日）』、『介護保険最新情報 Vol. 775（令和2年3月5日）』をご確認ください。

安八郡広域連合管内の地域密着型サービス事業所で、本加算を取得する際は、安八郡広域連合業務係へ計画書などを提出してください。

『介護保険最新情報 Vol. 775（令和2年3月5日）』で、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順および様式例の提示について、通知が発出されました。

従いまして、令和2年4月から本加算を取得する場合の提出期限は、令和2年4月15日（水）とします（必着のこと）。

介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業所において、当連合ではこの加算を設定していません。

【提出書類】

- ・ 介護職員等特定処遇改善加算の届出に係る添付書類等について
- ・ 介護職員等特定処遇改善計画書（←職印を押印）

<必要に応じて>

- ・ 特別な事情に係る届出書
- ・ 変更届出書

※必要に応じて、『介護職員等特定処遇改善加算計画書』に記載された添付書類も提出してください。

※提出書類について、岐阜県で用意された様式を使用しても構いませんが、宛名は「安八郡広域連合長」に直してください。